

議案第 155 号

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第243条の 2 の 2 第 8 項」を「第243条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条—第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第6条（以下略）</p>